

賃借料情報の提供について

平成 21 年 12 月 15 日の農地法の一部改正に伴い、これまでの標準小作料制度が廃止されました。これに代わるものとして、農地の賃借料情報を提供することとなりました。

農地の賃借料は、借主と貸主で決めていただくことが原則です。

北谷町内の農地の賃貸借契約においては、下記のとおりとなっております。

賃貸借契約の目安としてご利用ください。

平成 28 年 12 月 31 日現在

*単位：10aあたりの年額

農地の区分	平均額	最高額	最低額
基盤整備区域	—	—	—
未整備区域	19,000円	19,000円	19,000円

〈問い合わせ先〉

農林水産課 農林水産係

TEL 098-936-1234(内線 272)

FAX 098-926-2174